

広報

わになって・みんなホカホカ・大鰐町

おおわに

10月号

令和7年
(2025年)

No.765

今月のおもな内容

- | | |
|------------------|-------|
| ◆ 月替わりの掲載コーナー・・・ | 27 |
| ◆ 弘大コラムコーナーなど・・・ | 25、26 |
| ◆ おおわにかわら版・・・ | 24 |
| ◆ 津軽広域連合だより・・・ | 23 |
| ◆ こちら警察・消防！・・・ | 21 |
| ◆ まちのお知らせ・・・ | 19、22 |
| ◆ まちの話題・・・ | 2、3 |



第22回大鰐町長寿福祉祭が開催されました

9月2日（火）に大鰐町総合福祉センターにおいて、第22回大鰐町長寿福祉祭が開催されました。

長寿福祉祭では、長寿番付の横綱・大関の方や90歳の卒寿を迎えられた方、金婚を迎えられた方々を表彰しました。町長から「健康長寿宣言をした本町にとって、表彰を受けられた皆様は、大きな財産であり、町民の素晴らしい模範です。」とあいさつがありました。

また、蔵館保育園児による花束贈呈が行われ、受賞者の方々の笑顔が溢れていました。

青森県民駅伝競走大会が開催されました

第33回青森県民駅伝競走大会が9月7日、青森市街地をコースに開催されました。青森県観光物産館アスパム前（青森市）をスタートし、全区間（26.1キロメートル）の総合タイムを競いました。

大鰐町の総合タイムは1時間31分5秒で、市町村総合15位、町の部5位入賞という成績を収めました。

大会の様子など、詳細については町HPに掲載しております。



弘前・大鰐ハウスワイン・シードル特区に認定されました

構造改革特区制度を活用した「弘前・大鰐ハウスワイン・シードル特区」について、弘前市が平成22年度に認定を受けた計画に大鰐町が加わりました。

特区認定により、構造改革特別区域計画及び区域が広域化され、地域の特産物であるりんご・ぶどうを原料として果実酒を製造する場合、酒税法の最低製造数量基準が引き下げられ、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となります。

詳細については町HPに掲載しております。

認知症講演会が開かれました

9月10日に地域交流センター鰐comeにおいて、あきた耳鼻咽喉科クリニックの秋田二朗院長による「聞こえと認知症の現状と対策を知ろう・主に補聴器について」の講演が行われました。

認知症と難聴の関係について「難聴を放置することは認知症の最大のリスクである」という説明に参加者は熱心に聞き入っていました。

参加者からは、「難聴の高齢者との関わり方の参考になりました」といった感想が聞かれました。

①

夏

大鰐町の夏の風物詩
「大鰐温泉サマーフェ
スティバル」。7月から
8月までの期間で様々
なイベントを開催しま
した。
今年の猛暑を吹き飛
ばすくらいの盛り上
りを見せました。

2025

大鰐温泉サマーフェスティバル

写真紹介

1. 大鰐温泉ねがたまつり (8/1～7)
2. 縁日 (7/19)
3. 供養灯籠流し (8/19)
4. 温泉祈禱式 (7/18)
5. 納涼ふえあ (7/25)

④

③

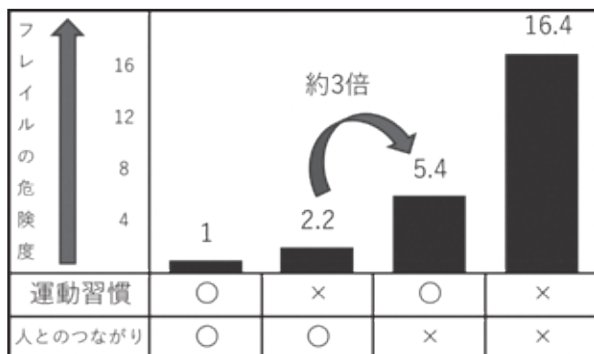
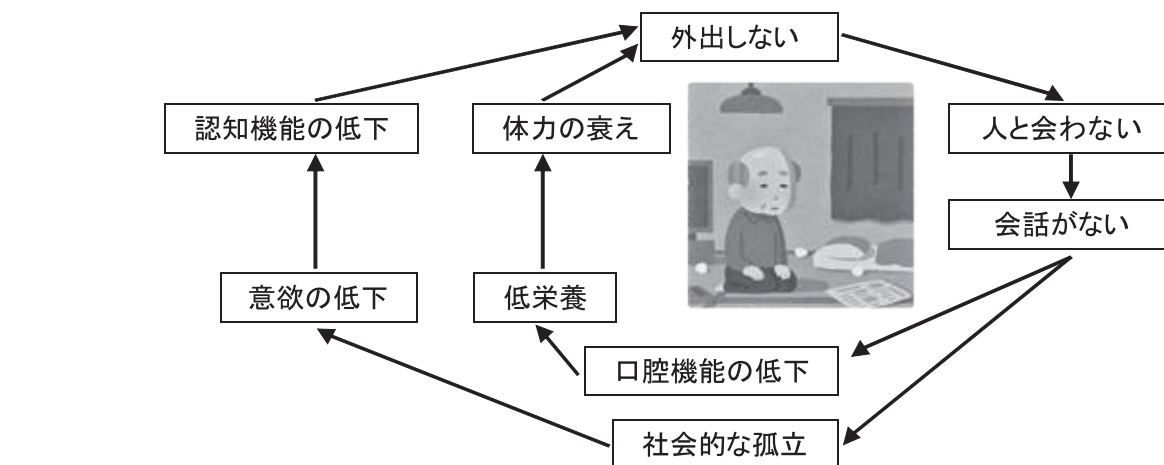
②

⑤

地域包括支援だより

介護予防をはじめましょう

介護予防の目的は、自立した生活を維持し健康寿命を延ばすことです。高齢期を自分らしく、楽しく生活するために今からできることをはじめましょう。今回は「人とのつながり」「社会参加」についてです。外出の機会を増やすと人や社会とのつながりが生まれ、心身の機能が向上します。逆に閉じこもってばかりいると、下の図のように悪循環となりフレイル（健康と要介護の中間の状態）が進み介護状態に近づきます。



※文化活動、ボランティア活動、地域活動している。
資料 日本公衆衛生雑誌2019年 吉田、田中、飯島

左のグラフは、運動習慣や人とのつながりとフレイルの危険度を現したものです。運動習慣と人とのつながりの両方がある人をフレイルの危険度1としたとき、運動習慣はないが人とのつながりがある人は2.2倍、運動習慣はあるが、人とのつながりのない人は6.4倍、どちらもない人は16.4倍フレイルになる危険度が上がることがわかりました。

外出機会を増やし、人と交流する機会を増やすことが介護予防につながります。まずはさわやかシニア教室から参加してみませんか。

さわやかシニア教室 参加者募集

65歳以上の町民を対象に筋力アップのための運動や認知機能低下予防のレクリエーション、脳トレやお口の体操を中心とした内容で行う介護予防や仲間づくりを目的とした教室です。参加を希望される方は、実施日に直接会場にお越しください。

対 象 者 65歳以上の町民
参加費用 無料
開催日時 月2回程度 水曜日 13時30分～15時
場 所 大鰐町中央公民館 集会室

開催日

令和7年10月	8日	22日
11月	12日	19日

■お問合せ 保健福祉課地域包括支援係 ☎ 55・6569（直通）

地域合同セミナー・経営相談会を開催します！

町と商工会とが共同で主催し、町内の中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に、経営改善・売上拡大・販路開拓・新商品開発・事業承継などに取り組みたい方や、悩みをお持ちの方向けに、セミナー・相談会を開催します。

参加無料ですので、皆さんの参加をお待ちしております！



- 日 時 令和7年10月23日（木）14時～16時
- 場 所 大鰐町地域交流センター「鰐come」
（大鰐町大字大鰐字川辺11-11）
第1部 セミナー 多目的ホールあじやら（14時～15時）
第2部 個別相談会 研修室（15時10分～16時）
- 参 加 料 無料
- 対 象 大鰐町内の中小企業・小規模事業者
- 定 員 30名
- 申込方法 『電話・FAX・WEB 申込（二次元バーコードから）』
いずれかの方法でお申込みください。
FAXの方は、案内チラシ裏面の申込書に必要事項を記入してお申込みください。
- 申込期限 令和7年10月17日（金）まで
- そ の 他 セミナーのみの参加も可能です。
個別相談会は先着順・事前予約制です。
チラシは商工会・企画観光課の窓口を設置しています。



■お問合せ・申込先

大鰐町商工会 ☎ 48・2335 FAX 48・2046
大鰐町企画観光課 ☎ 55・6561 FAX 47・6742
電話受付は8時30分～17時（土日祝日を除く）



WEB申込は
こちら

ホコテン×ハロウィン『わにはろ』が開催されます！

ホコテン×ハロウィン『わにはろ』が今年も開催されます。このイベントは、手古奈通り・ゆけむり通り沿いの空き店舗や空き地などを活用し、キッチンカーやワークショップなどのお店が並ぶマルシェイベントです。エリア内は、歩行者天国となるので、ゆっくりお楽しみいただけます。

仮装コンテストやお菓子ラリー、わにはろ音楽祭など様々なイベントもありますので、ぜひお越しください。

- 日 時 令和7年10月26日（日）10時～15時
- 場 所 手古奈通り・ゆけむり通り
- 出店情報 次の二次元コードからご確認ください。



■お問合せ ワンダーワンド企画 wonderwando0501@gmail.com

WANI HARO

令和7年度大鰐町定額減税補足給付金（不足額給付）のご案内

●「調整給付金（不足額給付）」とは？

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、令和6年に、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の「定額減税」が行われました。

また、定額減税と同時に、令和5年所得等を基に令和6年分推計所得税額を算定し、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、令和6年度定額減税補足給付金（調整給付）（以下「当初給付金」と言います。）を支給いたしました。

この度、令和6年分所得税額等が確定したことから、定額減税額の再算定を行い、当初給付金の支給額に不足が生じた方に対し、追加で給付を行うものです。

●「調整給付金（不足額給付）」の対象者

令和7年1月1日現在、大鰐町に住民登録があり、次に該当する方

①令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、

「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」>「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方

②こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、

「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」<「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方

③本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方（事業専従者や合計所得金額48万円超の非課税者など）

■所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1,805万円超の方は、不足額給付の対象とはなりません。

●支給額

①及び②に該当する方 … 定額減税可能額 - 当初給付金額（1万円単位で支給）

③に該当する方 … 1人当たり原則4万円（定額）

（注）昨年、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

●手続き

対象となる方のご自宅に、10月6日から順次「確認書」又は「申請書」を送付します。

必要事項を記入し、本人確認書類等を添付の上、同封の返信用封筒で役場税務課へ提出してください。

一時的にご自宅を離れているときは、送付先変更届の提出が必要ですので、担当へご連絡をお願いします。

●申請期限

確認書は11月6日（木）、申請書は11月13日（木）（いずれも消印有効）までに提出してください。

期限を過ぎた場合は、支給を受けることを辞退したものとみなします。

■お問合せ 税務課住民税係 ☎ 55・6562（直通）

有料
広告

固定資産（土地・家屋）の所有者が亡くなられた場合の手続きについて

固定資産税の納税義務者は、その年の1月1日（以下「賦課期日」）現在、土地又は建物登記簿に所有者として登記されている方（未登記の家屋については、賦課期日現在の所有者）とされています。

所有者が亡くなられた後、賦課期日前に相続登記を済まされていない場合は、賦課期日において、その土地又は家屋を「現に所有している者」（以下「現所有者」（※2））が納税義務者となります。次の提出が必要な方に該当する場合は、「固定資産 現所有者申告書 兼 相続人代表者指定届」を提出してください。

提出が必要な方

次の条件を満たす方は、「固定資産 現所有者申告書 兼 相続人代表者指定届（以下「申告書」）」の提出が必要です。

- ・土地・家屋の所有者が亡くなり、現所有者（※2）となった場合
 - ・賦課期日（1月1日）までに相続登記（不動産登記簿の名義変更）ができない場合
- 提出期限は、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までです。

- ※1 被相続人とは、亡くなった人のことです。具体的には、相続財産を遺した故人のことを言い、法律上や税務上の相続手続きにおいては「被相続人」という用語が使われます。対して、相続人とは遺産を相続する権利がある人のことです。民法では、遺産を相続する権利を持つ人（親族）のことを、法定相続人と呼びます。
- ※2 現所有者とは、法定相続人（亡くなった方の配偶者、子または親、兄弟姉妹など）や遺産分割・遺言などにより土地・家屋を所有することとなった方です。遺産分割が済んでいない場合は、法定相続人全員が現所有者です。
- ※3 遺産分割協議中などを含め、遺産分割協議書や遺言書がない場合、当該土地・家屋は法定相続人全員の共有とみなされ、その法定相続人全員が申告の義務を負います。また、共有の土地・家屋に課される固定資産税は、共有者全員が連帯して納税する義務を負います。
- ※4 相続登記するまでは、提出された申告書に基づき、現所有者の代表者へ固定資産税の納税通知書等を送付します。（※送付先となる代表者は、原則として申告書に代表申告者として記入された方です。）
- ※5 申告の義務は現所有者全員にありますが、代表者が複数の現所有者をまとめて申告することも可能です。この場合、申告書に記載された他の現所有者の方が別途申告書を提出する必要はありません。
- ※6 所有者が亡くなられた後、賦課期日までに相続登記をする場合、申告書を提出する必要はありません。
- ※7 相続放棄ができる期間は、「自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内」とされています（民法第915条）。また、相続の放棄をしようとする者は、原則としてこの期間内に、その旨を家庭裁判所に申述しなければなりません（民法第938条）。なお、相続放棄の申述の手続きは、相続が開始した地（被相続人が最後に住民票を登録していた市町村）を管轄する家庭裁判所が取り扱います（家事事件手続法第201条）。

提出先

- ・大鰐町税務課（資産税係）

提出方法

申告書は税務課窓口、ホームページより取得が可能です。申告書に必要書類を添付し、提出してください。

また、添付していただく必要書類とは、提出する方が現所有者（相続人等）であることを示す資料です（※被相続人と相続人の関係性がわかる戸籍、遺産分割協議書、遺言書など）。提出する際は、すべて写し（コピー）で構いません。

必要書類は、被相続人と現所有者との関係によって異なりますので、一度お問い合わせください。

●未登記家屋（登記されていない建物）を所有していた場合について

未登記家屋であっても、固定資産税が課税されます。

相続人で遺産をどのように分けるかを話し合い、被相続人の遺産分割協議※を行ったうえで、「未登記家屋の所有者変更届」をご提出ください。また、未登記家屋も登記（表題、所有権保存）することをおすすめしますが、所有者が亡くなられた後、賦課期日までに登記しない場合で、かつ遺産分割協議も行っていない場合は、「固定資産 現所有者申告書 兼 相続人代表者指定届」の提出に基づき、現所有者に対して納税通知書を送付します。

※ 相続人が被相続人の遺産分割協議書作成等をもとに、登記している不動産（土地・建物）を相続登記された際は、併せて「未登記家屋の所有者変更届」を大鰐町税務課までご提出ください。

●相続登記（相続した土地・建物に係る不動産登記簿の名義を変更すること）について

相続等により不動産（土地・建物）の取得を知ってから3年以内に相続登記の申請を行うことが義務化されました。なお、令和6年4月1日より前に相続した不動産は、令和9年3月31日までに相続登記を行う必要があります（※3年間の猶予期限）。

不動産の所有者が亡くなられてから時間が経過するにつれて、相続人の方が増え、相続関係が複雑になり、相続がまとまりにくくなる場合があるため、すみやかな相続登記をお願いします。

大鰐町に所在している不動産を相続登記する場合は、青森地方法務局弘前支局（登記所）で手続きをお願いします。

■お問合せ

- ・土地・家屋（固定資産税）に関する手続き 大鰐町税務課 ☎ 55・6562
- ・不動産登記に関する手続き 青森地方法務局弘前支局 ☎ 26・1150

令和7年分年末調整説明会が開催されます

令和7年分は所得税の基礎控除や給与所得控除など大きな改正があるため、年末調整関係事務に係る説明会が弘前法人会の主催によって次のとおり開催されます。

日 時：令和7年11月18日（火）①10時～ ②13時30分～（受付は開始時間の30分前から）
場 所：ヒロロ（駅前町）4階市民文化交流館ホール
定 員：各回72名（先着順）
申 込：ファクス（説明会名・参加時間帯・会社団体名・住所・電話番号・参加者名＜極力1人まで＞を明記）

■お問合せ（公社）弘前法人会 FAX 32・9214

青柳3号源泉水中ポンプ交換に伴う通行止めについて

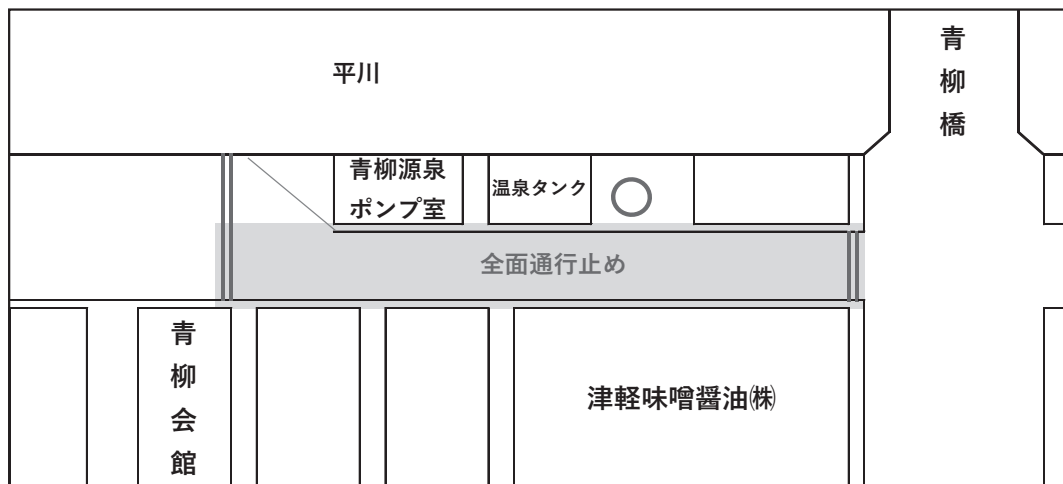
次のとおり、青柳3号源泉水中ポンプ交換に伴い通行止めとなります。大変ご不便をおかけしますが、ご協力くださるようお願いいたします。

●日 時

令和7年10月16日（木）8時～15時頃まで

●路線名

町道 大鰐湯野川原線



■お問合せ 温泉水道室（建設課内） ☎ 55・6594

免税軽油及び不正軽油について

1 農業用免税軽油の交付申請について

令和8年に使用する農業用免税軽油（免税証）の交付申請を、次のとおり受付します。

申請書類は、青森県中南県税事務所及び農協各支店に用意してあります。申請が遅れると交付も遅れるため、必ず期間内に申請してください。

- (1) 受付期間 令和7年11月10日（月）～令和7年12月12日（金）
9時～16時30分（土・日・祝日を除く）
- (2) 受付場所 青森県中南県税事務所
弘前合同庁舎（弘前市蔵主町4）本館2階
- (3) 必要書類等

申請区分		新規	更新	継続	再交付	書換
1	簡易書留封筒（460円分の切手貼付）	○	○	○		
2	免税軽油使用者証（共同）交付申請書	○	○			
3	免税軽油使用者証書換・再交付申請書				○	○
4	譲渡（販売）証明書 ※1	○	△			△
5	誓約書	○	○			
6	県税関係証明等原簿（400円分の県証紙貼付）	○	○		○	○
7	免税証交付申請書	○	○	○		
8	免税軽油所要数量計算書	○	○	○		
9	農業委員会発行の耕作証明書	○	○	○		
10	定款・規約・商業登記簿謄本 ※2	△				
11	組合員名簿 ※3	△	△	△		
12	免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例申請書 ※4	△	△	△		
13	前回交付の免税軽油使用者証		○	○		
14	免税軽油の引取り等に係る報告書（納品書等添付）		○	○		
15	免税軽油使用者証亡失届				○	

○…提出必須 △…※1～4に該当する場合は提出必須

※1 機械を追加、入替する場合

※2 法人、組合名義の場合

※3 組合名義で、耕作証明書に組合員全員の氏名の記載がない場合

※4 報告書を6ヶ月分まとめて提出希望の場合（免税軽油の引取数量が1ヶ月当たり1KL以下の方のみ可）

2 不正軽油は犯罪です！

不正軽油とは、脱税を目的として、軽油に重油や灯油を混ぜ、軽油と偽って販売されているものです。不正軽油の製造、販売はもちろん、使用した人も10年以下の拘禁刑、1,000万円以下の罰金が課されるなど、重い罰則が適用されます。

不正軽油の撲滅に御協力をお願いします。

■お問合せ 青森県中南県税事務所課税第一課 ☎ 0172・32・1131（内線228）

ちょこっとサポーター養成講座 受講者募集します！

●時間があるときに、ちょっとお手伝いをしてみませんか？

身の回りのことで困っている高齢者を支援するために必要な基礎的な知識を学ぶ講座です。

この講座を受講することで、軽度の介護が必要な高齢者の自宅を訪問し、家事（掃除・洗濯・調理・買い物など）の援助を行う、「ちょこっとサポート」に従事して、町内で働くことが可能となります。

ちょこっとサポーターとは？

支援が必要な高齢者のお宅を訪問し、掃除・洗濯・調理・買い物など日常生活に必要な援助を行う人です。

※身体介護は行いません。

【受講対象者】原則60歳以上で、町内に在住し、当日の講座を全て受講できる方

※60歳未満の方は要相談

【日 時】令和7年12月8日（月）9時～15時30分

【場 所】大鰐町総合福祉センター 2階視聴覚室

【内 容】①オリエンテーション

②講義「コミュニケーション」

③講義「高齢者のからだ・健康」

④講義「高齢者の栄養」

⑤講義「認知症の理解（認知症サポーター養成講座）」

⑥講義「自立支援に向けた支援」

⑦連絡事項

※講義名は仮題のため、変更になる可能性があります。

【受講料】無料

【申込み切】令和7年11月28日（金）

【申込方法】保健福祉課5番窓口または電話

【その他】昼食・飲み物は各自お持ちください



講座終了後、「ちょこっとサポーター」として働くには、大鰐町シルバー人材センターに登録を行うことになります。詳細につきましては、講座の最後にご説明します。

■お問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎ 55・6568（直通）

令和7年度 排水設備工事

「配管工認定講習 責任技術者・配管工更新講習」の実施案内について

青森県下水道協会による「令和7年度排水設備工事配管工認定講習及び責任技術者・配管工更新講習」が実施されます。

●講習日

令和8年1月13日（火）～1月23日（金）

●講習当日受付

講習開始時刻の30分前から5分前まで

●講習会場

【配管工認定講習】

青森市、弘前市、八戸市の3会場より選択

【責任技術者更新講習】

青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、むつ市、十和田市の6会場より選択

【配管工更新講習】

青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、むつ市の5会場より選択

●試験手数料（振込手数料は別途）

【配管工認定講習】 7,000円

【責任技術者更新講習】 7,000円

【配管工更新講習】 5,000円

●申込受付日

令和7年11月4日（火）～11月28日（金）

（土・日曜日、祝日を除く）

■お問合せ

建設課温泉水道室 ☎ 55・6594

新型コロナワクチン接種を実施します

新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的として新型コロナワクチン接種を実施します。

●対象者

大鰐町に住所があり、接種日時時点で次のいずれかに該当する方

①65歳以上の方

②60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害がある身体障害者手帳1級の方

●助成額

7,800円

接種料金は医療機関によって異なります。医療機関が定める接種料金から町助成額(7,800円)を差し引いた額は自己負担となりますので医療機関にお支払いください。生活保護受給者の方は接種料金の全額を助成しますので自己負担はありません。

●接種期間及び回数

令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に1回

※医療機関によって、接種期間が異なりますので、必ずご確認ください。

●指定医療機関

町内医療機関、南黒医師会医療機関(黒石市・平川市・藤崎町・田舎館村・青森市浪岡)、弘前市医療機関

【町内医療機関】

・町立大鰐診療所 ☎ 48・2211

・おおわに内科クリニック ☎ 47・7111

・小山内医院 ☎ 48・2415

・ゆのかわら医院 ☎ 47・6611

※医療機関に予約が必要です。

※町外の医療機関に関しては、大鰐町ホームページを参照いただくか、保健福祉課健康推進係にお問い合わせください。

●持参するもの

・本人であることが確認できる書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

・60歳以上65歳未満の方は身体障害者手帳

・生活保護を受給している方は医療受給証

●その他

・予診票は指定医療機関に備え付けています。

・指定医療機関以外で接種を希望する場合は、事前に申請を行うことで接種料金の一部または全額を払い戻します。保健福祉課⑧番窓口で手続きをしてください。接種後の申請は、受付できませんのでご注意ください。

・対象者以外の方は、任意接種として全額自己負担で接種を受けることができます。

・対象者であっても、接種期間外の接種や接種回数を超えて接種した場合は、任意接種となり全額自己負担となります。

■お問合せ

保健福祉課健康推進係 ☎ 55・7149(直通)

住民生活課(年金)だより

●年金事務所での各種手続きの際は「事前予約」をご利用ください

全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて「事前予約」を行っています。ぜひ、待ち時間の少ない事前予約による相談をご利用ください。

・相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

・来所の際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)、本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)をご用意ください。

また、ご家族など代理の方が年金事務所でお手続きをする場合は、ご本人からの委任状が必要となります。委任状の様式は、日本年金機構ホームページからダウンロードするほか、住民生活課国保年金係④番窓口にもご用意しております。

○予約専用ダイヤル ☎ 0570・05・4890

受付時間：月曜日～金曜日(平日) 8時30分～17時15分

■お問合せ

住民生活課国保年金係 ☎ 55・6563

弘前年金事務所 ☎ 0172・27・1339

インフルエンザ予防接種費用を助成します

インフルエンザの予防と重症化を防ぐため、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

●助成対象者

大鰐町に住所があり、接種日時点で次のいずれかに該当する方

- ①生後6か月以上19歳未満（高校3年生相当）
- ②妊婦
- ③65歳以上の方
- ④60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫ウイルスによる免疫の機能に障害があり、身体障害者1級に該当する方

●助成額

3,500円（生後6か月以上13歳未満は2回助成）

接種料金は医療機関ごとに異なります。

接種料金が助成額を超える場合は自己負担となりますので、医療機関にお支払いください。ただし、③④に該当する方のうち生活保護受給者の方は、全額助成されます。

●接種期間

令和7年10月1日から令和8年1月31日まで

※医療機関によって、接種開始日が異なりますので、必ずご確認ください。

●指定医療機関

町内医療機関、南黒医師会医療機関（黒石市・平川市・藤崎町・田舎館村・青森市浪岡）、弘前市医療機関

【町内医療機関】

- ・町立大鰐診療所 ☎ 48・2211

- ・おおわに内科クリニック ☎ 47・7111

- ・小山内医院 ☎ 48・2415

- ・ゆのかわら医院 ☎ 47・6611

※医療機関に予約が必要です。

※町外の医療機関に関しては、大鰐町ホームページを参照していただくか、保健福祉課健康推進係にお問合せください。

●持参するもの

本人であることが確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

以下の方は、次のものをご持参ください。

- ・乳幼児・妊婦：母子健康手帳

- ・対象④の方：身体障害者手帳

- ・対象③④で生活保護を受給している方：医療受給証

●その他

- ・③④の方で、指定医療機関以外で接種を希望する場合は、事前に申請手続きが必要となります。接種後の申請は、受付できませんのでご注意ください。

- ・指定医療機関以外で接種して料金を支払った場合は、償還払いによる助成が受けることができますので、保健福祉課⑧番窓口で手続きをしてください。申請期限は、令和8年2月27日（金）です。

■お問合せ

保健福祉課健康推進係 ☎ 55・7149（直通）

令和7年度「秋の狂犬病予防注射」日程表

月 日	実 施 場 所	実施時間
10月17日（金）	元長峰多目的集会センター	9：30～ 9：40
	長峰多目的研修センター	9：45～ 9：50
	駒木・大鰐町農家高齢者創作館	9：55～10：00
	唐牛構造改善センター	10：10～10：15
	早瀬野多目的集会センター	10：30～10：35
	虹貝コミュニティセンター	10：40～10：45
	三ツ目内生活改善センター	10：50～11：00
	居土多目的集会センター	11：05～11：10
	八幡館社会福祉館	11：20～11：30
	宿川原生活改善センター	11：35～11：40
	大鰐町総合福祉センター	12：40～13：00
	青柳会館（カラコ）横駐車場	13：05～13：25
10月18日（土）	大鰐町役場	9：00～10：00

令和7年4月より狂犬病予防注射の料金が3,600円に変更となりました。

■お問合せ 住民生活課生活環境係 ☎ 55・6563（直通）

子宮頸がん・乳がん検診を受けましょう

都合の良い時期に受診ができるよう、指定医療機関での子宮頸がん・乳がん検診を実施しています。受診には町が発行する受診券が必要となりますので、5月下旬に送付した受診券を指定医療機関に提出してください。なお、受診券を紛失された方はご連絡ください。

対象となる方で今年度受診しない場合には、受診間隔が2年間空くことになりますのでご注意ください。

●検診内容及び対象者

検診名	検診内容	対象者
子宮頸がん検診	問診、視診、内診、細胞診	20歳以上の女性 (平成18年3月31日以前に生まれた方で、令和8年3月31日時点で偶数年齢に達する方)
乳がん検診	問診、マンモグラフィ(乳房X線検査)	40歳以上の女性 (昭和61年3月31日以前に生まれた方で、令和8年3月31日時点で偶数年齢に達する方)

●実施期間

令和8年3月31日まで

●検診料金

無料

※追加検査等を実施する場合は別途料金がかかります。(検診とは別日に追加検査等を実施する場合もありますので、予約時にご確認ください。)

●指定医療機関

- ・子宮頸がん検診(弘前市内12医療機関、南黒地区1医療機関)
- ・乳がん検診(弘前市内4医療機関、南黒地区1医療機関)

●受診方法

指定医療機関に申し込み、受診券を持参して受診してください。

※5月に集団検診を受けた方は、指定医療機関では受けられません。

■お問合せ 保健福祉課健康推進係 ☎ 55・7149(直通)

困ったら 一人で悩まず 行政相談 ～10月は「行政相談月間」です～

町民の皆様が、毎日の暮らしの中で、役所の仕事に関する苦情や意見・要望などがあった時に、身近な相談相手となるのは、行政相談委員(総務大臣が委嘱)です。

道路・河川、年金、医療保険、老人福祉、登記、労働基準、雇用保険、自動車検査・登録、窓口サービスなど、役所の仕事について、

○苦情を直接申し出にくい ○困りごとがあるがどこに相談してよいかわからない

○制度や仕組みがわからない ○要望があるがどこに話をしたらよいかわからない

など、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

町では「人権特設相談所」及び「行政移動相談所」を同時に開設します。

大鰐町の行政相談委員は、下山 泰弥 氏です。(人権擁護委員兼務)

●日時 令和7年11月5日(水) 10時～15時

●場所 宿川原生活改善センター(宿川原字川崎81番地)

■お問合せ 住民生活課 ☎ 55・6563(直通)

総務省行政相談センターきくみみ青森 ☎ 0570・090110

(〒030-0801 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎4階)

国民健康保険被保険者のみなさまへ

●ジェネリック医薬品をご存じですか？

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、最初に開発された新薬（先発医薬品）の特許期間が切れたあとに、製造・販売される、新薬と同じ有効成分・効能・効果をもつ医薬品のことです。

安全性については、新薬と同様に薬事法に基づいて厳格に審査され、厚生労働省の認可、厚生労働大臣の承認を受けた安全なお薬だけが製造・販売されています。

●ジェネリック医薬品が普及していくと…

- ・年々増え続ける医療費の節減につながります。
- ・医療保険制度の安定（国保税増加の抑制）につながります。
- ・お薬代の自己負担が軽減する場合があります。
※ジェネリック医薬品に切り替えた場合でも、お薬代の自己負担がそれまでとあまり変わらない、または上がる可能性もあります。

●ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りしています

町の国保加入者に対し、ジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代の差額をお知らせする「ジェネリック医薬品利用差額通知」をお送りしています。

●ジェネリック医薬品を希望される場合は…

まずは医師・薬剤師にご相談ください。

ただし、すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。

また、症状や治療内容によっては、ジェネリック医薬品に切り替えることができない場合があります。

なお、医療機関等によっては取り扱いのないジェネリック医薬品もあり、切り替えることができないことがあります。

医師や薬剤師にジェネリック医薬品への変更を言い出しにくい場合は、被保険者資格確認書の交付時に同封している「ジェネリック医薬品希望カード」を提示することで意思表示することができます。

治療の幅を広げる新薬と、身近な病気の医療費節減につながるジェネリック医薬品。いつでも安心して医療が受けられるように、上手に使い分け医療保険制度を守りましょう。

●【ポリファーマシー】聞いたことがありますか？

「Poly（多くの）」＋「Pharmacy（調剤）」の造語で、単に薬剤数が多いだけでなく、薬剤が多いことにより、飲み間違いや残薬の発生、そのほか有害事象（※）を起こすことをいいます。さらに、不要な処方や過量重複投与などあらゆる不適正処方も含みます。

高齢になると、多くの薬を併用することが多くなります。有害事象を引き起こさないためにも、お薬手帳を携帯し、医療機関受診時や薬局へ行く際には提示しましょう。副作用や誤飲の防止につながり、薬によるアレルギーに関する情報も医師や薬剤師に正確に伝えることができます。また、病院や薬局ごとにお薬手帳を分けて1冊で管理しましょう。

※薬との因果関係がはっきりしないものを含め、薬を投与された患者に生じる好ましくない、あるいは意図しない副作用等が生じること

●OTC医薬品を活用してみませんか

OTC医薬品とは、薬局やドラッグストアなどで処方せんがなくても購入できる医薬品です。軽い病気の症状緩和などにはOTC医薬品を上手に使い、医療費の抑制に努めましょう。一人ひとりが健康管理を心がけ、自分の健康は自分で守る「セルフメディケーション」を実践してみませんか。

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎ 55・6563

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

○保険料が年金から天引き（特別徴収）されている方へ

年金から徴収される保険料額は下記のとおりとなります。

4月・6月・8月…本年2月と同額を徴収済（仮徴収）

10月・12月・2月…本年7月に決定した保険料の年額から、仮徴収した額を差し引いた残額を分割して徴収（本徴収）

※徴収額は、7月にお送りした保険料額納入通知書等でご確認ください。

○後期高齢者医療保険料第4期（普通徴収）納付期限は令和7年10月31日（金）です。

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎ 55・6563

青森県後期高齢者医療広域連合 ☎ 017・721・3821

複合検診のお知らせ

今年度の6月、7月の複合検診が終了しました。受診予定だったが用事があった、申し込むのを忘れていた等で受けられなかった方に対して、次のとおり検診を行います。検診を受けたい方は、お申し込みください。
※既に6、7月に複合検診を受診した方、人間ドックまたは医療機関等で受診した方は受けることができません。

- 日 程 令和7年11月26日（水）、27日（木）、28日（金）
- 受付時間 7時～9時30分
- 検診場所 大鰐町地域交流センター 鰐come
- 料 金 無料
- 申込方法 希望日の1週間前までに、下記のいずれかの方法でお申し込みください。
 - ①保健福祉課8番窓口
 - ②電話 55・7149
 - ③インターネット（右記の二次元コードから24時間受付）

【二次元コード】



●検診内容

検診名	内 容	対象者
特定健康診査	身体計測、診察、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査	・40～74歳（S61.3.31までに生まれた方）で大鰐町国民健康保険加入者 ・後期高齢者医療保険加入者 ・40歳以上の生活保護受給者
基本健康診査	特定健康診査と同様	30～39歳の方（S61.4.1～H8.3.31生まれの方）
胃がん検診	バリウムによる検査	40歳以上（S61.3.31までに生まれた方） ※肺がん検診を65歳以上の方が受ける際には、結核健診を兼ねています。
大腸がん検診	便を2日分採便セットに採取し持参	
肺がん検診・結核健診 ※	胸部レントゲン検査	
肝炎ウイルス検査	採血によるウイルス検査	30歳以上で今までに肝炎ウイルス検査を受けたことがない方

*年齢は令和8年3月31日時点の年齢です。

- お問合せ・申込み 保健福祉課健康推進係 ☎ 55・7149

自衛官採用試験のご案内

試験区分	資格	受付期間	試験日
高等工科学学校生徒（推薦）	15歳以上17歳未満の男子（中学校卒業または中等教育学校の前期課程修了者）	令和7年10月1日から 令和7年11月28日まで	【試験】 令和8年1月10日から 令和8年1月12日までの間の指定する1日
高等工科学学校生徒（一般）		令和7年10月1日から 令和8年1月15日まで	【1次】 令和8年1月24日 【2次】 令和8年2月14日

受験資格等細部につきましては、自衛隊弘前地域事務所へお問い合わせください。

- お問合せ 自衛隊青森地方協力本部弘前地域事務所 ☎ 27・3871（弘前市城東中央3丁目9-19）

県民みんなで「防災チャレンジ」！

県では令和7年10月29日（水）から11月12日（水）までの期間を「あおり防災ウィーク」とし、県内一斉に訓練や防災に関する取組をしていただく期間を設けます。

令和7年11月5日（水）10時には地震災害が発生した想定で県内一斉に防災無線で緊急地震速報が流れます。町民（各家庭、企業等）の皆さまは、『机やテーブルの下に隠れる』、『クッションやカバンで頭を守る』などできる範囲での参加をお願いします。

「いざというとき」に備えるため、訓練への参加や防災に関する取組にチャレンジしてみましょう！

●「防災チャレンジ」とは

県民の防災意識の高揚のため、県全体で訓練等を実施するほか防災に関する取組にチャレンジしてもらうもの。

●「防災チャレンジ」の例

- ・令和7年11月5日（水）10時の防災行政無線等の合図とともに、頭などを落下物から守る県民一斉の「シェイクアウト訓練（※1）」にチャレンジ
- ・備蓄品の準備・確認にチャレンジなど

（※1）シェイクアウト訓練（身体保護訓練）は、地震の際の安全確保行動【まず低く、頭を守り、動かない】を身につける訓練であり、一定の場所に集まる必要もなく、参加の意思さえあれば「場所を問わない」、「時間がかからない」、「家庭、学校、職場の実態に応じて訓練ができる」といった特徴を持っています。



専用WEBサイトで、
防災チャレンジへの参加
登録ができます。



提供：効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議

■お問合せ

青森県防災危機管理課
☎ 017・734・9180

不法投棄監視員を募集します！

●募集内容

- ・募集人員：1人
- ・委嘱期間：委嘱の日から令和8年3月31日まで
- ・応募条件：自動車の運転が可能であり、月に2回程度平日の日中時間帯に活動が可能なる方
- ・その他：監視員には専用アプリケーションをインストールしたタブレット端末を貸与し、同端末を使用して活動をしていただきます。

●不法投棄の現状と不法投棄監視員

廃棄物の不法投棄は減少傾向にあるものの、本県は件数・量とも全国ワースト上位にあり、手口も悪質巧妙化している状況にあります。

監視員は各地域の地形や道路状況に精通した地元居住者であるため、行政による監視活動だけでは網羅できない範囲まで巡回監視が可能となり、監視員による活動により認知・解決に至った事案が多数あるほか、監視員業務を通じて県と市町村が情報を共有できるなど、本県における廃棄物の不法投棄撲滅に向けて欠かすことのできない役割を担っているものとなります。

ご参考までに、現任の監視員は自治体等を定年退職された方が多いですが、それ以外でも自営業者の方や主婦の方、地域の道路状況や地理に詳しい農家、元森林管理署職員、元郵便局職員の方もいますし、他の活動（防犯・交通指導隊員、シルバー人材派遣センター、自治体非常勤職員等）と兼任されている方もおられます。

■お問合せ 住民生活課生活環境係 ☎ 55・6563（直通）

目的別に見た歳出

令和6年度の町の一般会計と特別会計の決算がまとまり、監査意見が付されて9月に開かれた町議会第3回定例会に報告され、認定を受けました。そのあらましをお知らせします。

なお、決算書など詳しい資料は、町会計課で閲覧に供しています。

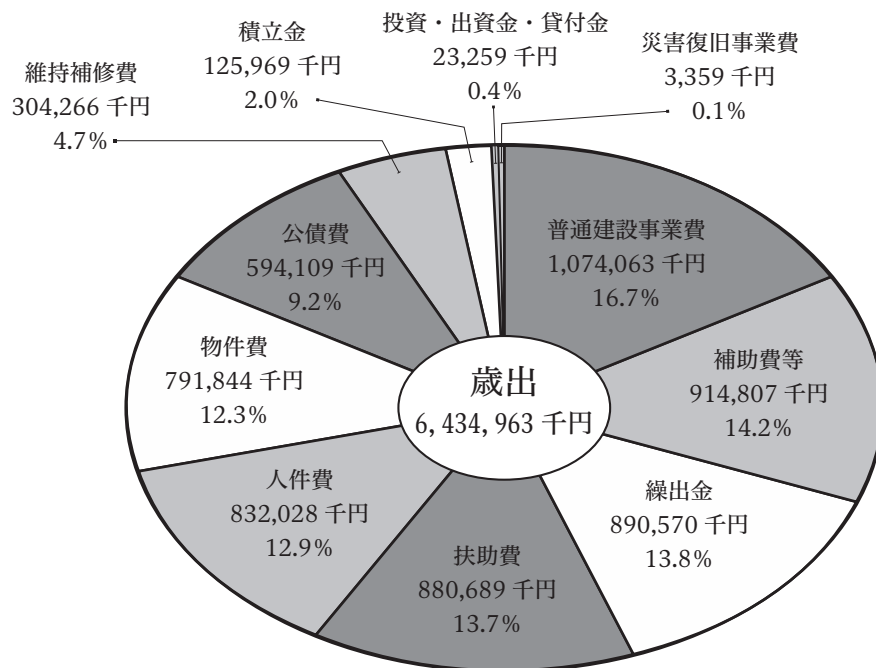
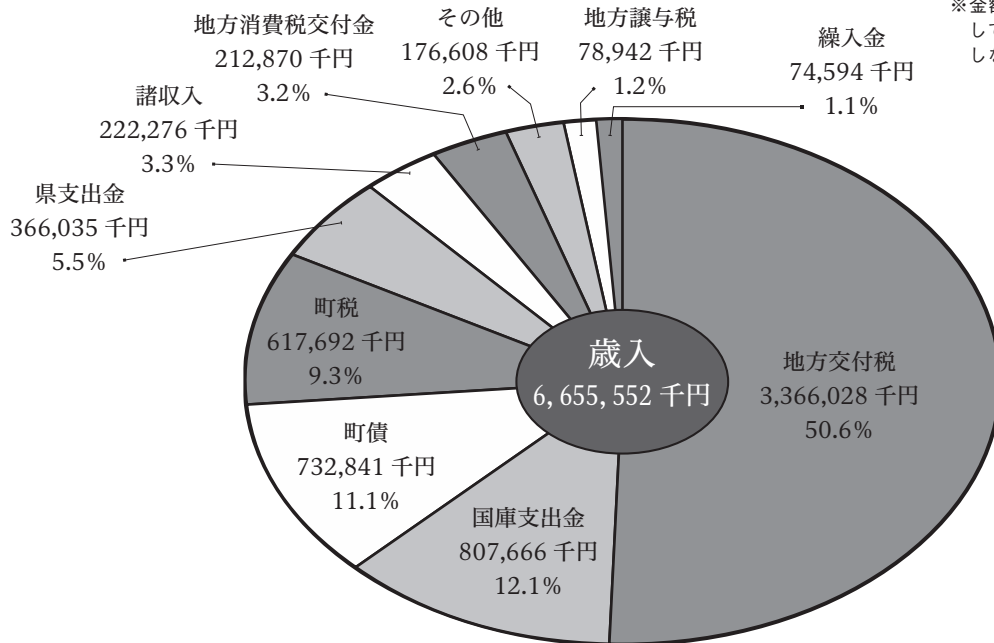
議会費	61,920千円	土木費	869,120千円
議員に係る報酬・手当・共済負担金	39,753千円	土木管理費	34,809千円
		道路橋梁費	535,301千円
		河川費	1,950千円
		都市計画費	287,257千円
		住宅費	9,803千円
総務費	790,347千円	消防費	293,402千円
総務管理費	644,459千円		
徴税費	79,755千円	教育費	710,013千円
戸籍住民基本台帳費	47,466千円	教育総務費	100,398千円
選挙費	16,128千円	小学校費	64,619千円
統計調査費	1,513千円	中学校費	46,167千円
監査委員費	1,026千円	社会教育費	124,801千円
		保健体育費	374,028千円
民生費	1,655,554千円	災害復旧費	3,359千円
社会福祉費	1,190,629千円	農林水産施設災害復旧費	2,000千円
児童福祉費	464,175千円	公共土木施設災害復旧費	1,359千円
災害救助費	750千円		
衛生費	1,081,586千円	公債費	594,109千円
保健衛生費	932,867千円		
清掃費	148,719千円	農林水産業費	218,526千円
		農業費	184,347千円
		林業費	34,179千円
労働費	3,823千円	諸支出金	426千円
		特別会計繰出金	426千円
商工費	152,777千円		

町づくりに 64 億 3 千万円

○歳入総額・・・6,655,552 千円

●歳出総額・・・6,434,963 千円

※金額は表示単位未満を端数処理しているため、内訳と合計が一致しない場合があります



■特別・企業会計決算

(単位：千円)

	収入済額	支出済額	差引額
国民健康保険	1,191,232	1,190,506	726
後期高齢者医療	154,224	149,527	4,697
介護保険	1,597,937	1,538,083	59,854
温泉事業	46,682	46,638	44
診療所事業	524,317	523,621	696

(単位：千円)

	収入済額	支出済額	差引額
大鰐財産区	28,171	23,277	4,894
蔵館財産区	26,328	23,960	2,368

(単位：千円・税抜)

	総収益	総費用	純損益
簡易水道事業	3,652	6,149	△2,497
下水道事業	316,736	320,504	△3,768
久吉ダム水道 企業団水道事業	356,438	313,408	43,030

令和7年度全国統一防火標語

急ぐ日も

足止め火を止め 準備よし

消防だより



秋の火災予防運動が始まります

令和7年10月20日（月）から26日（日）までの1週間、県下一斉に「秋の火災予防運動」が実施されます。この季節は日増しに寒くなり、火を取り扱う機会が多くなります。暖房器具の点検はお済みですか？ちょっとした油断や火の取り扱いの不注意が火災の原因になることがあります。

ご自宅の住宅用火災警報器は正常に作動していますか？尊い命や貴重な財産を守るため、いざという時に機能するか確認してみましょう。なお、取り付けは義務ですので、まだ取り付けていない人は早めの設置をお願いします。

また、「住宅防火 いのちを守る10のポイント（4つの習慣・6つの対策）」を実行し、自分の家は自分で守るよう心掛けましょう。

○4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

○6つの対策

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

■お問合せ

消防本部予防課（弘前市本町☎32・5104）

または最寄りの消防署、分署へ



■大鰐町内の火災・救急発生状況（令和7年8月末現在）

	令和7年	前年比
火 災	3件	±0件
救 急	336件	+29件



警察だより

黒石警察署大鰐交番
☎48・2241

運転免許自主返納者支援のご案内

高齢者の皆さんの中には、加齢による身体機能の衰えを感じ、車の運転に不安を感じながらも、買い物や通院のために運転を続けている方もいると思います。全国的にこのような高齢者の方々による重大交通事故が発生し、大きな社会問題となっています。

青森県警察では、車の運転に不安を感じて自動車運転免許証を自主返納した方々の生活を支援するため、「運転免許自主返納者支援事業」を推進しております。この事業は運転免許証を返納し「運転経歴証明書」を取得された方に対し、タクシー運賃や商品の割引、商品宅配サービスなどの特典を協賛企業から提供するものです。

◆支援を受けるまでの流れ

①運転免許証を返納する

【自主返納の受付場所】

- ・青森県運転免許センター
- ・弘前自動車運転免許試験場
- ・八戸自動車運転免許試験場（八戸警察署内）
- ・むつ自動車運転免許試験場（むつ警察署内）
- ・各警察署

②運転経歴証明書を申請し、交付を受ける

【運転経歴証明書について】

運転経歴証明書は顔写真付きで、身分証明書として使用することができます。

- ・有効期限
無期限（更新の必要なし）
- ・申請場所
上記自主返納の受付場所と同じ
- ・申請可能な方

運転免許証の有効期限内に自主返納後5年以内の方もしくは運転免許失効後5年以内の方

③協賛店に運転経歴証明書を提示して支援を受ける

【支援協賛店について】

- ・支援協賛店数
県内413店舗、17自治体（令和7年7月現在）

【支援協賛店一覧表の配布場所】

- ・青森県運転免許センター
- ・各自動車運転免許試験場
- ・警察本部1階ロビー
- ・各警察署



※詳しくは、県警ホームページ（上記二次元コード）または「運転免許自主返納者支援協賛店一覧表」をご覧ください。

夕暮れ時・夜間の交通事故を防止しよう

これからの季節は、日没が早まり、夕暮れ時から夜間にかけて、交通事故が増加する傾向にあります。この時間帯は、周囲の視界が徐々に悪くなり、自動車や自転車、歩行者の発見が互いに遅れたり、距離や速度が分かりにくくなります。

夕暮れ時・夜間の交通事故を防止するためにはどのようなことに気をつければ良いのでしょうか。

～夕暮れ時から夜間の事故を防ぐポイント～

17時から19時までの夕暮れ時から夜間にかけての時間帯に発生する高齢歩行者の死亡事故は昼間よりも多くなっています。

歩行者はヘッドライドなどで車を認識していても、ドライバーは歩行者を確認できていないことが多く、歩行者の「見えているだろう」とドライバーの「そこにいたなんて」という視認性のズレが事故につながっていると考えられます。

◇交差点の右折車両（右折先を十分に照らせない）

車のヘッドライトは、対向車を幻惑しにくいように設計されているため、歩行者が思っているほど右側を照らしていません。

そのため、横断している歩行者に気づかないことがあります。ドライバーの皆さんは、右方には特に注意して車の特性を踏まえた上で運転するようにしましょう。

歩行者の皆さんは「ドライバーからは見えていないかもしれない」と考え、車の動きに注意しましょう。

◇明るい目立つ色の服の着装・反射材の着用

夕暮れ時・夜間に外出する時は、反射材用品の着用在効果的です。「反射材を着用している歩行者」は「反射材を着用していない歩行者」よりも2倍以上手前で発見できると言われています。

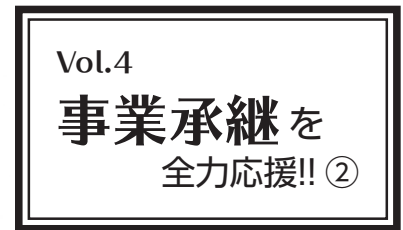
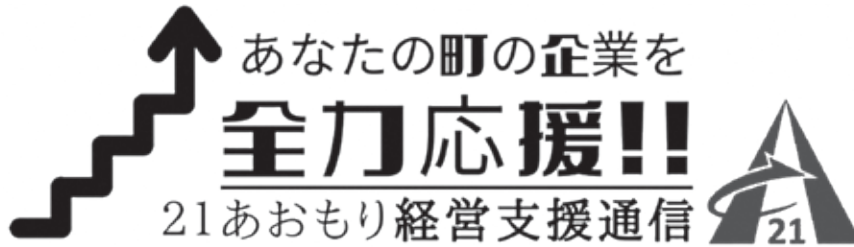
年齢を重ねると若い頃のような派手な色の服を着ることが少なくなり、成熟した内面と同様に落ち着いた色の服を好むようになります。しかし、落ち着いた色の服は、夜間の視認性が低く、事故へのリスクとなりますので、反射材を上手に活用し、車からの視認性を高めて、事故を防ぎましょう。

現在普及している反射材グッズは、普段使い出来るおしゃれなものやキャラクターものなど年齢を問わず利用できるデザインが増えてきました。家族でそろえたり、誕生日に贈ったりするなど、自分だけではなく、大切な人が交通事故に遭わないために反射材を活用しましょう。

また、明るい目立つ色の服装や反射材の着用を心掛け、目立つ工夫をしましょう。

「夜の安全は見せるところから」です。

■お問合せ 黒石警察署大鰐交番 ☎48・2241



21あおり産業総合支援センター（青森市）では、県内の中小企業者の皆様の創業、売上拡大、経営改善、事業承継など、経営に関する様々な相談に応じています。
今回は、「事業承継」について紹介します！

黒字なのに後継者候補がない

現経営者が事業承継に取り組もうとする時、後継者候補として自分の親族を考えることがよくあります。しかし、子供がいないとか、子供はすでに別の職業に就いているなど、進まない場合も多くなっています。

親族に後継者候補がない場合、次には自社の役員や従業員を考えることになります。とはいえ、従業員は経営者となることを意識していませんから、了解を得るのは難しいし、株式や事業用資産を継承する資金の課題もあります。

その結果、事業は黒字なのに、現経営者が高齢化し後継者がいないという理由で、やむなく自ら廃業するという事例が増えています。

昨年、県内で休廃業、解散した企業（個人事業主を含む）は564件。これらの企業の4割の業績が黒字でした。本来ならばまだまだ営業を継続できたのに後継者がいないため、自ら廃業という選択肢を選ぶ経営者がたくさんいるのが青森県の現状です。564件の廃業により消失した雇用が807名、売上が149億円。地域経済に非常に大きなダメージを与えていることは明らかです。

※統計データは、帝国データバンク「青森県企業『休廃業・解散』動向調査（2024年）」より引用



10月は事業承継強化月間。TVCM 放映中！

第三者承継という選択肢

親族、従業員に後継者候補がいなければもはや廃業するしか選択肢はないのでしょうか。

それは違います。「第三者承継」というもうひとつの道があるのです。第三者承継とは社外の第三者に次の経営者になってもらうということです。

それでは、どうやって第三者承継を進めるのでしょうか。現経営者が自ら探すことは極めて困難です。そこで、私ども青森県事業承継・引継ぎ支援センターがお手伝いを行っています。

私どものセンターには後継者不在で困っている会社があれば、引き受けたいという譲受希望の登録が350件以上あります。そのような譲受希望企業に後継者不在企業を紹介し、センターが間に入ってマッチングを進めることができます。センターが無料で第三者承継のお手伝いをします。

今回は、センターが仲介した県内の第三者承継の実例を紹介いたします。

■お問合せ

青森県事業承継・引継ぎ支援センター（21あおり産業総合支援センター）

☎ 017・723・1040



ホームページはこちら

津軽の
イベント満載！

津軽広域連合だより

津軽広域連合は、弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村の8市町村により、要介護認定審査・障害支援区分判定審査のほか、各種ソフト事業などのさまざまな事務事業を共同で実施する特別地方公共団体です。



まると大鰐秋の感謝祭

(大鰐町)

ひらかわイルミネーションプロムナード (平川市)

大鰐でしか「買えない」・「味わえない」・「体験できない」希少性をコンセプトに、大鰐ならではのモノを集めたイベントです。



旬の大鰐温泉もやしや大鰐高原りんごなどの販売会では、長蛇の列ができるほど大盛況に。

ステージイベントのほか、地元グルメを提供するブースや、お餅やお茶のふるまいも行いますので、お腹を空かせてぜひお越しください！

日時：11月29日（土）、30日（日）10：00～15：00

場所：大鰐町交流センター「鰐 come」

平賀駅前と平川市役所1階ピロティ、ふらっと広場を中心にひらかわイルミネーションプロムナードを開催します！今年度は平賀駅前と平川市役所1階ピロティの2つのエリアに「台湾提灯」を展示予定です。また、当市と友好親善交流盟約を結び、交流を行っている鹿児島県「南九州市」産の竹を活用した『竹キャンドル』を今年はふらっと広場に設置予定です!!ぜひ風情ある幻想的な光の世界観を体験してみませんか? (写真は昨年度の様子です。)



■お問合せ

まると大鰐実行委員会（事務局 大鰐町企画観光課）

☎ 55・6561

■展示期間 令和7年11月18日（火）

～令和8年2月15日（日）

■お問合せ 平川市商工観光課 ☎ 55・5732

市町村イベントカレンダー

と き	イベント名	内 容	お問合せ
～11月中旬	板柳町ふるさとセンターりんご収穫体験	「りんごの里」板柳のおいしいりんごを収穫してみませんか。詳細はお問い合わせください。	板柳町ふるさとセンター ☎72・1500
10/2	第7回 堀越城秋まつり	堀越城跡を会場に各種イベントを実施。参加無料。	弘前市文化財課 ☎82・1642
10/17～10/19	津軽の食と産業まつり	津軽の「食」「産業」をテーマに地元生産品などを紹介。野外ステージや催しも行います。	同運営協議会事務局 (弘前商工会議所内) ☎33・4111
10/18～11/9	中野もみじ山ライトアップ	紅葉の景勝地として知られる中野もみじ山。見頃は10月中旬～11月上旬です。	黒石市観光課 ☎52・2111
10/19	平川市スポーツデー2025	ひらかわドリームアリーナにて、市民等を対象としたスポーツイベントを行います。	平川市スポーツ課 ☎26・7429
10/22～11/9	まちなかクラフト村 弘前工芸舎・秋限定企画展	津軽の美しい風土に育まれた工芸品の展示販売会です。	弘前工芸舎運営事務局 (弘前こぎん研究所内) ☎32・0595
10/26	ふじさきハロウィン2024	ハロウィンの装飾で彩られ、グルメやクラフト販売、よさこいなどのイベントが行われます。	ふじさき食彩テラス ☎65・3660
10/26、11/23	ひらかわトラックマーケット	10月は猿賀公園、11月はひらかわドリームアリーナで旬の農産物等を販売します。	平川市農林課 ☎55・5898
10/31～11/9	弘前城菊と紅葉まつり	会場内をフラワーアートで華やかに彩るほか、紅葉のライトアップを行います。	弘前市立観光館 ☎37・5501
10月下旬	いかりがせき 紅葉と収穫祭	道の駅いかりがせきで開催。平川市碓ヶ関の秋の味覚を楽しむことができます。	一般社団法人平川市観光協会 ☎40・2231
10月下旬～11月上旬	猿賀公園紅葉まつり	紅葉が見頃を迎える猿賀公園で期間中に様々なイベントを行います。	一般社団法人平川市観光協会 ☎40・2231
11/1～11/30	平川市民文化祭	平川市文化センターにて、市民の作品展示・舞台発表などを行います。	同実行委員会・平川市文化ホール ☎44・1221
11/15～11/16	第13回ふじさき秋まつり	藤崎町の二大特産品である「りんご」と「米」の収穫感謝祭です。楽しいイベントが満載です。	同実行委員会事務局 (藤崎町経営戦略課) ☎88・8258
11/15～11/16	収穫感謝祭&シクラメン市	シクラメン等の花々を展示販売します。会場周辺の出店では軽食等も販売します。	田舎館村企画観光課 ☎58・2111
11/18～R8/2/15	ひらかわイルミネーションプロムナード	平賀駅前から平川市役所を中心にイルミネーションでライトアップ。台湾提灯や竹キャンドルもご覧になれます。	平川市商工観光課 ☎55・5732
11/22～11/23	黒石りんごまつり	りんごの即売会や黒石ならではのふるさと物産展などが開催されます。	同実行委員会事務局 (黒石市商工課) ☎52・2111
11/29～11/30	まると大鰐秋の感謝祭	「大鰐ならではの」をコンセプトに「買う」、「味わう」、「楽しむ」ものを一堂に集めたイベントです。	まると大鰐実行委員会 (大鰐町企画観光課内) ☎55・6561
11/29	大鰐冬ねぶた運行	まると大鰐秋の感謝祭に合わせて、一つのねぶたを自由参加で引っ張ります。	蔵館ねぶた愛好会 事務局 清水 崇則 ☎090・3648・5279

大鰐温泉スキー場スタッフ募集のお知らせ

大鰐温泉スキー場の運営に伴い、今シーズンも次のとおり冬期スタッフを募集します。

●勤務内容

- ①期間 令和7年12月下旬から令和8年3月中旬まで
 - ②賃金 時給1,092円
 - ③職種 索道係、圧雪係、パトロール係、料飲係、チケット販売・インフォメーション係
- 募集対象者 大鰐町民で65歳以下（昭和35年4月2日以降に生まれた方）を対象とします。

●応募要領

- ①写真を貼った履歴書に必要事項及び希望職種を記入し、10月24日までに問合せ先へ郵送、または持参。
- ②書類選考の上、面接日時をご連絡いたします。

※応募された書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

岡雨池コミュニティセンター内

大鰐町都市公園指定管理者スキー場管理事務所（〒038-0221 大鰐町大字虹貝字清川48-1） ☎49・1023

借金に関する相談窓口のお知らせ

相談員が借金の状況等をお伺いし、必要に応じて、弁護士等に引継ぎを行います。一人で悩まず、ご相談ください。秘密厳守・無料です。

- 受付時間 月～金
8時30分～12時、13時～16時30分
- 相談専用電話
☎017・774・6488

岡東北財務局青森財務事務所 理財課

令和7年度津軽地域障害者就職面接会のご案内

弘前公共職業安定所では、障害をお持ちの方を対象とした障害者就職面接会を開催します。面接会には、障害者雇用を考えている事業所が多数参加します。

参加を希望される方は事前にお申込みができますので、弘前公共職業安定所までお問い合わせください。

- 日時 10月23日（水）13時～15時30分
10月24日（木）13時～15時30分
- ※両日12時30分受付開始

●場所 弘前市民文化交流館 ホール

（弘前市駅前町9-20 ヒロロ4階）
岡弘前公共職業安定所専門援助部門
☎38・8609（45#）

10月は里親月間です

「青森県で里親になりませんか？」
～短期からの受け入れ可能です～

自分の家庭に迎え入れ養育する「里親」になつてくれる方を募集しています。数日間などの短期間からでも受け入れができます。里親として子ども達を支えてみませんか？

興味がある方は里親支援センター弘前までご連絡ください。

岡里親支援センター弘前
☎31・6010

「看護のお仕事移動相談」を開催しています

青森県ナースセンターでは無料職業紹介事業として看護職の相談員が出向いて、看護職の皆様のお仕事探しをサポートしています。医療チームの一員である看護補助者に関する相談も開始いたしました。お気軽にお越しください。

- 日時 令和7年10月20日（月）、11月17日（月）、12月15日（月）、令和8年1月19日（月）、2月16日（月）、3月16日（月）
- 受付 13時～16時

●場所 弘前市就労支援センター（ヒロロ）
※青森県ナースセンター（青森市）では月曜日から金曜日の9時から16時まで、来所・電話・メール等で相談を受け付けています。

岡公益社団法人青森県看護協会 青森県ナースセンター
☎017・723・4580

☎017・735・3836
E aomori@nurse-center.net

初心者ゴルフ実演体験が開催されます

スナッグゴルフで初心者のゴルフ実演体験会を開催します。ゲーム形式で楽しく体験していただくので、小・中学生の多数の参加をお待ちしております。

- 日時 9月20日（土）から11月29日（土）までの毎週土曜日13時～15時（雨天・降雪時は中止）

●場所 大鰐中学校校庭

●会費 無料

岡大鰐ゴルフ育成協会（担当 田中）

「空き家相談会」を開催します

☎080・5576・1480
（9時～16時）

宅地建物取引士、住まいアップアドバイザー（建築士）、司法書士の相談員が中立的な立場で相談に応じます。参加費は無料です。

●弘前会場

令和7年11月1日（土）10時30分～14時
場所 弘前市民文化交流館 多世代交流室1（ヒロロ3階）

●黒石会場

令和7年11月22日（土）10時30分～14時
場所 黒石市役所のまちセンター2階展示室

※両会場ともに12時～12時30分を除きます
●内容 空き家・空き地に関する相談、適正管理や有効活用、住宅に関する相談など
※事前予約可（予約優先）

岡青森県宅地建物取引業協会
☎017・722・4086

訂正とお詫び

広報おおわに9月号にて、背表紙上段の「わが家のめぐこ」にて『原子 葵（大鰐6B）』と記載されておりますが、正しくは『原子 葵（長峰）』になります。訂正してお詫びいたします。

弘前大学生 コラムコーナー

昨年度から実施している、弘前大学協働事業「町職員×弘前大学生大鰐未来づくりプロジェクト」。今年度は広報6月号から月1回、弘前大学生が大鰐町を見て、触れて、感じたことについてのコラムコーナーを掲載しています。令和7年度第5回目は、内藤 輝（ないとう ひかる）さんと中畑 利彩（なかはた りさ）さんが語ってくれます！

初めての鰐、町歩きでつけた町の魅力 内藤 輝

この夏、大学の授業の一環として、青森県大鰐町と連携してインスタグラムを開設することになりました。私たち学生が実際に町を見て、感じたことを発信していくために、まずは大鰐町を訪れることから始まりました。

初めての鰐で緊張しましたが、職員の方々にいろいろなところに連れて行ってもらい満喫することができました。印象に残っているのは、使われなくなった廃校や、どこまでも続く自然の風景です。少し寂しさも感じましたが、それ以上に、弘前に住んでいては感じられない静かで落ち着いた町の雰囲気や、時間の流れがゆっくりしているように感じられて、とても心が落ち着きました。

また、大鰐町の特産品として有名な「大鰐温泉もやし」の存在も初めて知りました。温泉熱を利用して栽培されているという話に驚き、地域の知恵や工夫が詰まっている食材なんだと実感しました。細くてシャキシャキとした食感は、スーパーで見かけるもやしとはまったく違う聞き、食べてみたいと思いました。

これから、私たち学生がインスタグラムを通して、大鰐町の魅力を少しでも多くの人に届けられるよう活動していきます。学生だからこそ見つけられる視点や、大鰐の魅力を素直に伝えていきます！そのほかにも弘前大学の学祭やまると大鰐秋の感謝祭の企画も行っているので楽しみに待っていてください。



大鰐町で過ごした思い出 中畑 利彩

はじめまして。中畑利彩です。私は大鰐町の小学校を卒業して以来、1日の大半を大鰐で過ごすことがなくなりました。今年で9年が経とうとしています。

思えば、大鰐町で過ごした6年間は様々なことが変化してきたのではないかと思います。特に印象に残っているのは小学校の統廃合です。今まで学んできた学舎から、新たな場所に移り、色々な価値観を持った人達と集団で生活していくのは新鮮でもあり、不安でもありました。しかし、新たにできた友人達と色々なお話を花を咲かせられたことが、いい思い出です。

中学校以来、あまり関わることもなくなった大鰐町。大学生となり、実習を通して町について考え直す良い機会になりました。外からの目線で見えた大鰐町と、町民の目線で見る大鰐町、両方の目線で大鰐の町おこしをどのようにしていくか考えていきたいと思っています。





1日に野菜を 350 g 以上食べよう

大鰐町民は男性 143.8g/ 日、女性 149.8g/ 日と**野菜の摂取量がとても少ない**です。そこで旬ごとの野菜を使ったレシピを紹介します。ぜひご家庭でも作ってみてください♪

野菜が**100g**（1 人分）
摂れるレシピです

10 月のおすすめレシピは…

れんこんと鶏肉のつくね



材料名		分量（4 人分）
れんこん		200 g
玉ねぎ		1 個
A	鶏ひき肉	400 g
	片栗粉	大さじ 1
	塩	ひとつまみ
サラダ油		大さじ 1
B	酒	小さじ 4
	みりん	小さじ 4
	砂糖	小さじ 2
	しょうゆ	小さじ 4

◆作り方

- ①れんこんは皮をむいて、半分をみじん切りにし、残りはすりおろして水気を切る。
玉ねぎはみじん切りにする。
- ②ボウルに①と A を入れてよく混ぜ、食べやすい大きさに丸める。
- ③フライパンでサラダ油を熱し、②を並べる。
- ④両面焼き色がついたら水を少量（小さじ 2 程度）加え、フタをして 2 分程度蒸し焼きにする。
- ⑤ B を加えて全体的に絡める。

★レシピのポイント！

みじん切りにしたれんこんを入れることで、シャキシャキとした食感のつくねになります。

★気になる栄養価（1 人分）は？

エネルギー / 303kcal、タンパク質 / 19.5g、
脂質 / 15.1g、炭水化物 / 26.6g、食塩 / 1.4g

～今月のコラム～

れんこんには食物繊維が豊富に含まれています。食物繊維は血糖値の上昇をゆるやかにしたり、余分な脂質や血圧を上げるナトリウムを排泄する働きがあります。また、食物繊維の 1 つであるペクチンは胃の粘膜を保護したり、消化吸収を助ける作用があります。



行事予報



10 月

4日(土) ○ニューススポーツフェスティバル 場所：中央公民館、グラウンドゴルフ場

○第8回県民公開講座「全国初！めざせ高血圧ゼロの県」

場所：地域交流センター鰐 come

9日(木) ○健やか・見守りネットワーク模擬訓練

23日(木) ○地域合同セミナー・経営相談会(地域交流センター鰐 come)

26日(日) ○わにはろ2025(大鰐町手古奈通り・ゆけむり通り)

31日(金) ~

11月3日(月)

○第50回おおわに文化祭美術展(中央公民館)

11 月

9日(日) ○第38回大鰐町社会福祉大会(大鰐町総合福祉センター)

16日(日) ○第50回おおわに文化祭芸能発表会(地域交流センター鰐 come)

29日(土) ○大鰐温泉冬ねぶた(不二やホテル出発)

29日(土)・30日(日) ○まるごと大鰐 秋の感謝祭(地域交流センター鰐 come)

■8月受付分

戸籍の窓口

(※順不同、敬称略。大鰐町に届け出し、希望された方のみ掲載しています。)

お誕生おめでとう

お子さん(地区名)

・長 利 ^{ひなた}日向汰 (三ツ目内B)

・藤 田 ^{あまね}弥 (唐牛)



おくやみもうします

亡くなった人(年齢)地区名

・工 藤 ミ キ (89歳) 蔵館8
・三 浦 泰 子 (86歳) 九十九森
・竹 内 正 文 (57歳) 大鰐7A
・前 田 豊 多 (97歳) 大鰐10
・下 山 モ ヨ (103歳) 鯖石
・中 島 和 子 (90歳) 居土

・山 田 光 子 (88歳) 大鰐6B
・成 田 正 也 (30歳) 宿川原
・藤 田 ミツエ (99歳) 唐牛
・高 橋 武 信 (94歳) 苦木
・外 崎 カ ツ (93歳) 唐牛
・内 田 ト ミ (88歳) 大鰐7A

大鰐町の人口と世帯数

令和7年8月末日現在

人 口 8,063人

前月比 -10人

男 3,699人

女 4,364人

平均年齢 57.7歳

世帯数 3,996世帯

前月比 -7世帯

湯の郷おおわに健康長寿宣言

祝 10 周年

大鰐町は、「湯の郷おおわに健康長寿宣言」をし、10周年を迎えました。
これからも、笑顔あふれるまちを目指して。

「次の10年へ、みんなで一歩前へ！」

毎月20日は健康の日

健康長寿宣言
8か条

- 一、早寝早起き、朝ごはんを必ず食べます
- 一、食事はうす味、野菜をたくさん食べます
- 一、毎日の生活の中で、意識してからだを動かします
- 一、健康診査を毎年受け、自らの健康を考えます
- 一、健康づくり事業には、積極的に参加します
- 一、タバコの健康影響を知り、禁煙に努め、受動喫煙防止を徹底します
- 一、お酒は飲み過ぎず、適正飲酒を心がけます
- 一、毎月20日を健康の日とし、自分のできることから取り組みます

平均寿命を  歳延ばそう

お問合せ先 大鰐町保健福祉課 TEL 0172-55-7149

●広報おおわには町のホームページでも公開しています 【URL】 <http://www.town.owani.lg.jp/>

今月の表紙

長寿福祉祭で蔵館保育園の子ども達から花束を受け取った時に「長生きしてよかった！ありがとう！」と感謝を伝えていた方がとても印象的でした。花束を贈呈された後も園児と仲睦まじく笑顔で話している姿に会場全体も笑顔に包まれていました。

広報おおわに No.765
令和7年10月号

発行 大鰐町
編集 大鰐町総務課

〒038-0211
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字
羽黒館5番地3
TEL 48・2111
FAX 47・6742
H P <http://www.town.owani.lg.jp/>
発行部数 3,900部



わになって みんなボカボカ 大鰐町

大鰐町



大鰐町HPへ
ジャンプします



大鰐町 LINE